隔週金曜掲載

和歌山を創る新聞 わかつく

Vol.362
2025.5.16

認定特定非営利活動法人
わかやま NPO センター
〒640-8331 和歌山市美園町 5-6-12
TEL 073-424-2223　FAX 073-423-8355
E-mail info@wnc.jp　URL https://wnc.jp/
編集　志場 久起

和歌山を創る新聞「わかつく」を読む会をしませんか

https://wnc.jp/works/wakatsuku

和歌山を創る新聞「わかつく」編集担当者が記事について説明するする勉強会などのご希望を承ります。わかやま NPO センターまでお気軽にお問い合わせください。

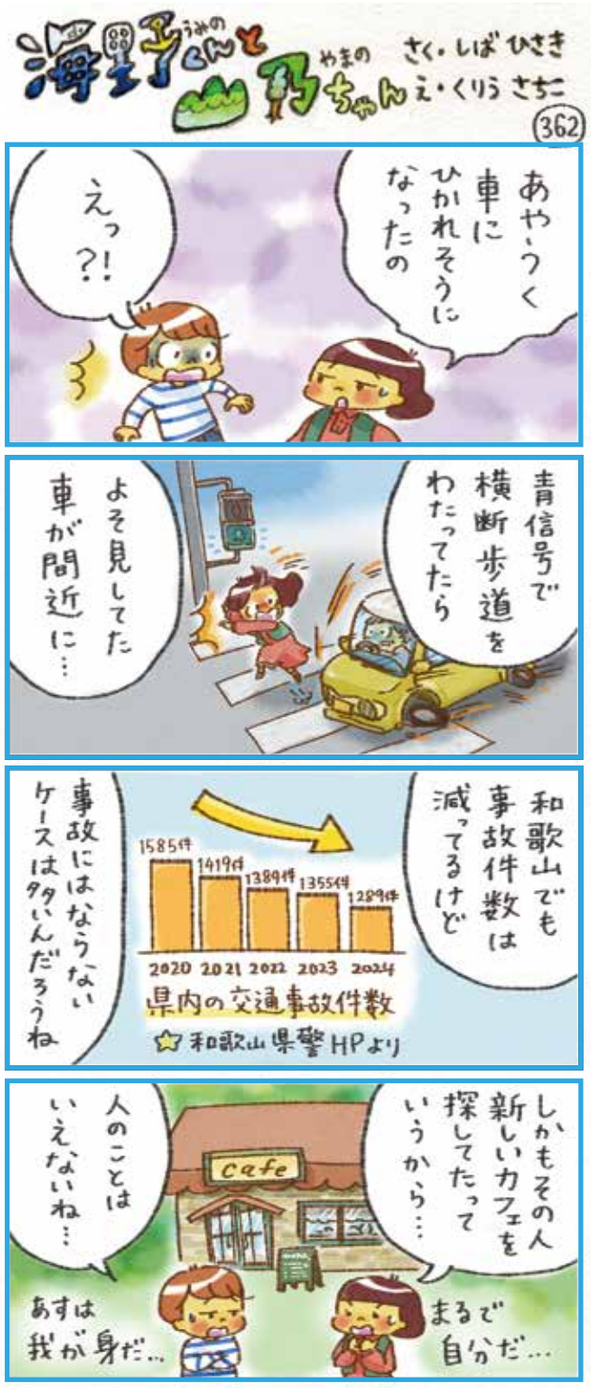

住まいのセーフティネット「居住支援法人」とは？

「居住支援法人」という制度をご存じでしょうか。住まい探しに困っている「住宅確保要配慮者」と呼ばれる方を支援する法人のことで、県内に 11 法人あります。このなかで 2 か所が NPO 法人です。そのうちのひとつ、NPO 法人三敬福祉会（紀の川市桃山町・片山悟誌理事長）に活動についてうかがいました。

NPO 法人三敬福祉会の片山悟誌理事長（中央）、居住支援センター長の西川拓良さん（左）、居住支援センタースタッフの井畑好介さん（右）

住宅セーフティネット制度

空き家・空室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として設立された制度。

住宅確保要配慮者の定義

住まい探しに困っている以下の方

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、DV 被害者、LGBT、児童養護施設退所者、更生保護対象者、移住者（UIJ ターン者）等

参考：和歌山県建築住宅課

住宅確保要配慮者とは

居住支援法人の支援対象者となるのは「住宅確保要配慮者」とされる方です。所得が少ない方、被災者、高齢者、障害者などのほか、DV被害者や児童養護施設を退所した方など多岐にわたります。その多くは、一般的な不動産仲介業者で住まいを探すことが困難で、こうした方を支援するのが居住支援法人の役割の一つです。

「居住支援法人」は誰もがすぐに指定を受けられるものではなく、一定の活動実績が必要です。また、指定されれば活動費に充当できる国の補助金がありますが、事業の特性上、支援対象者から対価を得づらく、社会貢献の側面が強い活動となってます。

三敬福祉会の活動

三敬福祉会は設立以来、介護保険事業を実施していますが、活動のなかで、配偶者が施設等に入所されたり亡くなられて独居となった方などの転居を支援したケースが増加。それが実績となり「居住支援法人」の指定を受け、高齢者以外の方の支援もおこなうようになったそうです。

現在では主に和歌山市から橋本市にかけての紀の川筋のエリアで活動をしています。月に2～3件ほどの相談があり、そのうち実際に居住支援に至るのは年間10～20件程度だそうです。

同会が支援した事例として、前述の介護保険利用者の転居のほか、ひとり暮らしで家賃を滞納して退去を求められたケース、病気で身体が不自由になったため働くのが難しくなったケース、生活保護を受給しているが事情で転居することになったケース、などがあるそうです。

居住支援の現場では、最終的には当事者が家賃等を支払えるように自立を支援します。先のケースで家賃を滞納してしまう方には日々の声かけをおこない家賃をきちんと納めるよう促す対応を、働けなくなった方の場合は障害年金を受給できるよう調整しそこから家賃を支払えるように段取りをしたそうです。生活保護の場合は、自治体が変わると生活保護受給の基準が変わることがあるため、第三者として当事者の状況を新しい自治体の担当者に説明し、引き続き生活保護が受けられるよう行政の関係部局と折衝することもあるそうです。

住まい探しの苦労

住まいを探している方の事情は様々です。10人いれば状況は10通りあります。ひとり暮らしの方ばかりではなく、複数人の家族であることもあります。一方で、同会は不動産仲介業を営んでいるわけではないため、空き家などの情報が蓄積されているわけではありません。これまでの事業で培ったネットワークを駆使して、住まいを探しているそうです。

現在、障害者差別解消法が施行されており、障害を理由にただちに入居を拒否することはできなくなっています。しかし、法律の認知度が低いこともあり、空き部屋があるにも関わらず、借主に肢体不自由などの障害があると借りることができないというケースもあるとか。家主に説得し、入居を促すこともおこなっています。

また、要配慮者の方のなかには、当面の暮らしの支援を求めているケースも少なくなく、同会では地域の住民のみなさんから寄付された食料や家具、電化製品などを一定備蓄し、必要な方に提供しています。そこから生活が落ち着くまで継続的に支援することも多いそうです。

住まいが見つかって生活が安定するまでの支援として食料も備蓄

セーフティネットとして

例えば、会社の寮に住んでいて、その会社を退職すると寮を出なければなりません。そこから住まいを探すと「無職の方が住まいを探している」ことになり、家を借りづらくなります。また先の例のように、突然の病気の影響で住まいの状況が変わってしまうこともあります。実は誰もが突然宅を失う可能性はあります。片山理事長は、そのような場合に備えて「住まいのセーフティネット」という制度があることだけでも覚えていただければと話していました。

和歌山県は空き家率が全国ワーストになっています。もし使える空き家や空室がある場合は「居住支援法人」を通して、住まいを必要とする方に活用してもらうことを検討いただいてもいいかもしれません。（志場久起）

NPO 法人三敬福祉会
紀の川市桃山町市場 186
https://sankei-fukushikai.net/
居住支援センター　0120-15-9480（平日 9:00 ～ 18:00）

住宅セーフティネットについて（和歌山県建築住宅課）
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00152808.html

みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！

和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください

和歌山ビッグ愛 9 階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！

◀カラー印刷機
ポスタープリンタ▶

どちらも利用団体登録が必要です。なお、公益性のある取り組みに関する印刷に限らせていただいております。
遠隔地の方を対象に印刷代行・発送も受け付けています。

ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。

※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

ご 相 談

- ▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
- ▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
- ▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチング など

※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

情報収集・発信

- ▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
- ▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
- ▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
- ▶ NPO 等に関する書籍貸し出し等

各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタ、パソコンなどをご利用いただけます（一部機器を除き、実費負担が必要です）。

会議室

会議室を無料でご利用いただけます。

※ 会議室は和歌山県ジェンダー平等推進センター “りぃぶる”、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理はジェンダー平等推進センターが担当しています。

情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いたイベント情報や助成金等の活動支援情報はブログ、メールマガジンで発信しています。

イベント情報　助成金等情報　メルマガ配信登録はこちらから

和歌山県 NPO サポートセンター
和歌山市手平 2-1-2　和歌山ビッグ愛 9 階
受付時間 9:00 ～ 20:50（日曜は 17:30）
休館日：月曜・祝祭日・年末年始
TEL　073-435-5424　FAX　073-435-5425
E-mail　info@wakayama-npo.jp
わかやま NPO 広場　https://www.wakayama-npo.jp/

【NPO データベース登録団体募集中！】

和歌山県 NPO サポートセンターでは和歌山県内で活動する NPO・ボランティア団体のデータベースを運用しています。団体名や活動紹介のほか、所在地や活動分野、取り組む SDGs の目標、ボランティア募集・寄附金募集などで絞込検索が可能。掲載いただきますと、団体情報がインターネット検索で調べられやすくなります。ぜひご登録ください。

データベースの閲覧は右上の QR コードから。データベースへの新規登録もしくは掲載情報の修正は右下の QR コードから登録フォームをご利用ください。